

擁壁改修等補助金 手続きの流れ（詳細）

年度	手 続 き	内 容
	確認・相談	➤ 補助額、補助要件、申請手続きなどについて、ご確認ください。 ➤ ご不明な点は、お問い合わせください。
	事前協議	➤ 改修等工事の工事内容、工事期間、工事業者等の計画概要が決まりましたら「補助金事前協議書（第1号様式）」を提出し、事前協議をしてください。
事業年度	交付申請	➤ 下記の申請書類を提出してください。 ①補助金交付申請書（第2号様式） ②登記事項証明書などその敷地の所有者が確認できる書類 ③区市町村民税の納税証明書 ④擁壁の付近見取図、配置図、立面図、断面図、構造図などの図面 ⑤既存擁壁等の外観写真 ⑥建築基準法による工作物の建築確認済証の写し、都市計画法による開発許可の写し、又は宅地造成及び特定盛土等規制法による許可証の写し ⑦改修等工事に要する経費の見積書 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります
	交付決定	➤ 区から補助金の交付が決定したことを通知します。 ➤ 交付決定通知書が届いてから擁壁改修等工事に関する契約を締結してください。
	工事の着手	➤ 「工事着手届（第5号様式）」を提出してください。 ➤ 工事完了予定日まで完了しない場合や補助事業の遂行が困難となった場合は、書面により速やかに報告してください。
	変更・中止等	➤ 補助事業に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。 - 内容により、変更申請書（第6号様式）の提出が必要となります。 ➤ 事業の中止又は廃止が生じる場合は、交付申請取下げ書（第8号様式）を提出してください。
	工事完了報告	➤ 工事完了後速やかに下記書類を提出してください。 ①補助事業完了届（第9号様式） ②補助対象擁壁の外観写真 ③建築基準法による工作物の建築確認の検査済証の写し、都市計画法による開発許可に関する工事の検査済証の写し、又は宅地造成及び特定盛土等規制法による許可に関する工事の検査済証の写し ④改修等工事に係る契約書の写し ⑤補助金の受領を委任する場合は、委任状 ⑥世田谷区擁壁改修等補助金交付決定通知書の写し ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります
	審査・補助金確定	➤ 区で、補助事業が交付決定に付した条件どおりに実施されたか審査します。 ➤ 適正な実施の確認後、補助金額を確定し、確定通知書・口座振込依頼書を送付します。
	補助金請求	➤ 交付請求書（第11号様式）、口座振込依頼書を提出してください。
	補助金交付	➤ 区から指定された口座へ補助金を振り込みます。